他社清算参加者からの申し出による清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮について

平成２０年１０月２７日

株式会社日本証券クリアリング機構

項　目	内　容	備　考
Ⅰ．趣旨	他社清算参加者における非清算参加者に対するリスク管理機能の充実を図る目的から、他社清算参加者が予告により清算受託契約の解約を行おうとする場合に、当該解約に要する予告期間を短縮できることとする。この場合、他社清算参加者による清算受託契約の解約の乱用を防止する観点から、予告期間を短縮する際に一定の条件を満たすことを求め、また、投資者保護の観点から、解約後においても、一定の取引については継続的に従前の清算受託契約が適用されることとする。	・現行の清算受託契約書においては、契約当事者の一方がその意思を申し出ることにより清算受託契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日から１か月以上前に相手方に対して申し出ることとしている。
Ⅱ．概要		
１．解約に要する期間の短縮	清算受託契約を締結する他社清算参加者と非清算参加者との間において、非清算参加者による債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合で、当該条件に該当したときは、他社清算参加者は、解約を希望する日の前日までに非清算参加者に対して書面により解約の意思を申し出ることにより、当該契約を解約することができることとする（以下、この制度に基づく解約を「特例解約」という。）。	・当該条件は、他社清算参加者と非清算参加者との間で別途合意することにより定める。
２．特例解約の場合の信用取引に係る未決済勘定の決済等の取扱い	以下の取引については、特例解約が行われた後も、引き続き従前の清算受託契約を適用することとする。 ・　信用取引に係る未決済勘定の決済、それに伴う貸借取引の返済及び当該貸借取引の返済に係る本担保等の授受 ・　発行日取引の対当売買 ・　先物取引に係る転売又は買戻し ・　オプション取引に係る転売、買戻し又は権利行使	・信用取引に係る未決済勘定の決済、それに伴う貸借取引の返済及び当該貸借取引の返済に係る本担保等の授受について、特例解約が行われた後に従前の清算受託契約が適用される期間は、現物清算受託契約書第１５条第２項において各社が定める合意による解約と同期間とする。

項　目	内　容	備　考
３．当社への届出	特例解約を行う他社清算参加者は、その意思を非清算参加者に申し出た後、直ちに当社に対し届出を行うものとする。この届出は、解約の前日までに行わなければならない。	・現行の清算受託契約の解約手続きと同様、当社への届出を行わなかった場合には、解約は、その効力を生じない。
４．当社への解約の条件の報告	特例解約に関して他社清算参加者と非清算参加者の間であらかじめ定める条件については、当社への報告事項とする。	
Ⅲ．実施時期	平成２０年１２月を目途に施行する。	

以　上